

施設配置等計画編
第 2 章 河川施設配置計画
第 2-1 章 河道並びに河川構造物
第 7 節 高規格堤防

目 次

第 7 節	高規格堤防	1
7. 1	高規格堤防設置区間	1
7. 2	高規格堤防の高さ	1
7. 3	高規格堤防設置区間に合流する支川等の背水区間.....	1
7. 4	地域整備に関する計画との調整.....	1

令和 4 年 6 月 版

第7節 高規格堤防

7. 1 高規格堤防設置区間

<標準>

高規格堤防は、高規格堤防設置区間を定めてこれを整備することを基本とする。高規格堤防設置区間は、「人命を守る」ということを最重視し、そのために必要な区間として「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」を対象とすることを基本とする。

7. 2 高規格堤防の高さ

<標準>

高規格堤防の高さは、河川管理施設等構造令の規定に基づき設定することを基本とする。

7. 3 高規格堤防設置区間に合流する支川等の背水区間

<標準>

高規格堤防設置区間に合流する支川等の背水区間に当たっては、本川の合流点と同等の対策を講ずることを基本とする。

7. 4 地域整備に関する計画との調整

<標準>

高規格堤防は通常の利用を前提とするもので、まちづくり等と一体的に整備を進める場合が多いことから、沿川の地域整備に関する計画と十分調整を行うことを基本とする。